

別表十五

「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第 61 条の 4 第 1 項に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下この明細書において「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項（③に掲げる事項を除きます。）を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

- ① その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下この明細書において同じです。）のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

2 記載の手順

この明細書は、まず下段の「支出交際費等の額の明細」を記載し、次に上段の各欄（「1」から「5」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

税抜経理方式を選択適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「中小法人等の定額控除限度額 (1) と $(800 \text{ 万円} \times \frac{\text{—}}{12})$ 又は (別表十五付表「5」) のうち少ない金額 3」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 61 条の 4 第 3 項に規定する通算法人 が同条第 2 項の規定の適用を受ける場合 $((1) \text{ と } (800 \text{ 万円} \times \frac{\text{—}}{12}) \text{ 又は (別表十五付表「5」) のうち少ない金額})$ (2) (1) 以外の場合 $((1) \text{ と } (800 \text{ 万円} \times \frac{\text{—}}{12}) \text{ 又は (別表十五付表「5」) のうち少ない金額})$	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 投資法人、特定目的会社及び受託法人 0 円 (2) (1) 以外の法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（非中小法人等を除きます。） 「支出交際費等の額 1」の金額又は $800 \text{ 万円} \times \frac{\text{—}}{12}$ 相当額のうち少ない金額 (注) 「$\frac{\text{—}}{12}$」の分子の空欄には、当期の月数

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 (3) (1)及び(2)以外の法人 0円 なお、資本金の額又は出資金の額を有しない法人等については、措置法令第37条の4第1項各号《資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等》の規定により計算した金額を資本金の額又は出資金の額とします。 非中小法人等の判定については、85ページを参照してください。
「支出交際費等の額の明細」の各欄	当期に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「(8)のうち接待飲食費の額9」の各欄	当期末における資本金の額又は出資金の額(資本若しくは出資を有しない法人、公益法人等、人格のない社団等、外国法人又は受託法人にあっては、措置法令第37条の4第1項各号に規定する金額)が100億円を超える場合には、記載しないでください。	交際費等に含まれる控除対象外消費税額等のうち接待飲食費に係る金額がある場合には、その金額を記載してください。 なお、その控除対象外消費税額等のうち飲食費に係る金額について接待飲食費として50%損金算入の適用を受けるためには、法人の帳簿書類に前ページの「1 この明細書の用途」の⑤に掲げる事項を記載する必要があります。これらの事項のうち⑤を記載した書類には、例えば、法人が合理的な方法によりその控除対象外消費税額等に相当する金額から接待飲食費の額を算出した場合のその計算書類がこれに該当します。

4 根拠条文

措置法 61 の 4、措置法令 37 の 4、37 の 5、措置法規則 21 の 18 の 4